

科学研究費補助金による海外からの招聘旅費学内使用ルール

科学研究費補助金により、海外から招聘するときの出張旅費等の会計処理は次のとおりとする。

【 海外出張旅費規程 】 の下記条項を準用する。

(出張旅費) 第4条

(傷害保険料の負担) 第5条

(出張旅費規程の準用) 第8条

なお、条文解釈上及びその他で問題が生じた場合は、所属の「部科長主任会」の承認を必要とする。

附 則

この使用ルールは、平成21年10月1日から施行する。

【 海外出張旅費規程 】 抜粋

(出張旅費)

第4条 出張旅費とは、出張のために要する往復の運賃実費（鉄道運賃、航空運賃等）と日当及び宿泊料とする。

2 航空運賃は搭乗空港から目的地までのエコノミークラスとし、目的地における運賃、料金はその実費とする。

3 日当及び宿泊料については、別表のとおりとし、日当に用いる日数は、出発の日から帰着の日までとする。

ただし、宿泊料のうち航空機内宿泊の場合には、所定額の2分の1とする。

4 前各項の規定にかかわらず、出張旅費のうち学院以外から旅費等が支給される場合には、これに相当する部分を支給しないものとする。

(傷害保険料の負担)

第5条 職員の出張中の生命、身体にかかわる傷害保険（死亡、後遺傷害、病気治療、怪我、入院等）の保険料は、その全額または一部を当該所属の負担とする。

(出張旅費規程の準用)

第8条 この規定に定められていない事項については、出張旅費規程を準用する。